

## 令和9年度岡山県職員PR動画制作業務仕様書

### 1 委託業務名

令和9年度岡山県職員PR動画制作業務

### 2 目的

令和9年度職員採用試験の受験を検討している学生等に、岡山県職員の仕事を身近に感じてもらうため、岡山県職員の仕事内容等を紹介した動画を作成する。岡山県職員として働く魅力を分かりやすく発信することで、採用試験受験希望者の受験申込の後押しをするとともに、志望意欲向上を図る。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日までの間

### 4 委託限度額

1,001,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 業務内容

(1) 受託者は、動画制作に係る企画、構成、撮影、編集、納品その他必要な業務を行うものとする。また、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を作成し、岡山県に提出すること。

(2) 県職員PR動画制作

1本あたり3分程度の動画を3本制作する。また、岡山県職員募集案内ホームページの閲覧を促す、より短い縦長動画（いわゆるショート動画（30秒程度））を1本制作する。

ア 撮影時間について

動画1本あたりの撮影時間は原則半日程度とする。

イ 出演者について

岡山県職員3名とする。

ウ 字幕やテロップの挿入について

音声による情報と同等の情報を、字幕やテロップの挿入により取得できるようにすること。

エ 素材提供について

必要に応じて本県が提供する素材（映像、資料等）を活用して動画を作成すること。

オ 動画の内容・テーマについて

以下のとおり提示した項目を踏まえ、岡山県職員へのインタビュー等を交えて岡

山県庁の仕事を紹介することを基本とし、これから就職を検討している若年層の受験者が感じる公務の堅いイメージを払拭できるよう親しみやすい内容とすること。

(動画に取り入れる内容の例)

- ・担当業務紹介
- ・仕事のやりがい
- ・入庁理由
- ・1日の流れ（撮影に適したイベント等があればその現場での撮影を行う。）
- ・職場の雰囲気、職員同士のコミュニケーション

カ ショート動画については、今回制作する3本の動画に加え、これまで本県で作成した動画を基に制作すること。

キ 撮影・編集

- ・撮影場所は、岡山県と協議の上、決定する。
- ・事前の打ち合わせを実施すること。
- ・BGM、テロップ、字幕等を適切に挿入すること。
- ・視覚的に視聴しやすい動画編集とすること。

ク 企画・実施時の留意事項

- ・撮影場所、時間等を工夫することとし、県の指定場所以外で撮影をする場合は、必要となる調整、撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。
- ・動画制作に当たっては、基本的に新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等には、受託者が所有している映像借用映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は全て委託料に含まれる。
- ・BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルやフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権当の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

## 6 成果物の納品

ア 本業務の成果物として、動画データ一式をDVD等で納品すること。

イ 動画の配信プラットフォームについては、YouTubeを想定している。

ウ 納品場所は岡山県人事委員会事務局(岡山市中区古京町1-7-36)とする。

エ 納品期限は令和9年2月5日(金)とする。

## 7 業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 岡山県人事委員会事務局(岡山市中区古京町1-7-36)

- (2) 受託者の所在地
- (3) 岡山県と受託業者が協議の上、決定した場所

## 8 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に承認を得ること。

## 9 契約に関する条件

### (1) 支払条件

業務完了後、受託者からの適法な請求があった日から30日以内一括払する。

### (2) 成果物に関する事項

岡山県が当該委託事業に基づき、依頼した成果物に係る著作権は全て岡山県に帰属する。

### (3) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、音楽、出版物の利用に関し、原則著作権処理が必要のない素材又は必要な処理手続きを行った素材を利用する。また、動画配信プラットフォームでの配信に影響のないものを利用すること。ただし、受託者において、5(2)クの著作権に係る手続きが可能な場合はその限りでない。

## 10 その他

- ・本仕様書に記載された事項の他、必要な事項について、受託者は岡山県と協議の上決定すること。
- ・情報の管理について、本業務に関わる者は、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行い、事業の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とすること。